

第 249 号

NP0 法人建築Gメンの会
〒154-0001

東京都世田谷区池尻 2-2-15-201

発行責任者: 理事長 大川 照夫

TEL 03-6805-3741

FAX 03-6805-3719

E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp

Homepage URL

<https://www.kenchiku-gmen.or.jp/>



- 2024 年
- 年頭のごあいさつ……………1
- 仕事に取り組む姿勢や考え方
によって品質が変わる……………2
- 事務局からのお知らせ……………6

2024 年 年頭のごあいさつ

理事長 大川 照夫



理事長 大川 照夫

新年明けましておめでとうございます。
皆様方には、ご健勝で新年をお迎え
になられたことと存じ、お慶び申し
上げます。

と、年頭に、新しい年を迎えた折に
申し上げるご挨拶を申し上げます。
第です。

但し、本年は元旦の午後、テレビ
から緊急地震警報が流れ、しばらく
して天井から吊り下げている蛍光
灯のプルスイッチが揺れているの
に気が付きました。また、ゆったり
とした横揺れを体感しました。

中学生のころ、昼休みの時間に校
庭の隅っこでゆったりとした横揺
れを感じたことを思い出しました。

当時、新潟で大規模な地震が起こ
り(新潟地震)、4〜5階建てのア
パートがバタバタと倒れた影像が
新聞に載っていました。

神奈川県西部の海沿いの街に住
む身として、同じように離れた地域
で発生した地震による揺れを改め
て体感した次第です。

新潟での地震災害は、地盤の液状
化によるものだと後に知り、建築を
学ぶことになった大学生になった
ころから、被害地震を経験するた
びに建築基準が変わってきているこ
とを学ぶこととなりました。

今回の地震では、強い地震が繰り
返すことで弱った建物が追って加
えられた揺れで決定的なダメージ
を受けたとみられることが特徴的
だと感じています。

また、被災した地域は、海沿いに
位置し、砂地盤であることが多く、
地盤の液状化の起きやすい地域で
あることが指摘されています。地盤
の液状化の影響も少なからず受け
たものと思われれます。

被災された皆様には、お悔やみと
お見舞いを申し上げる次第です。

今回の地震でも、古く耐震補強の
なされていない建物が多く被災し
たことが報道されています。被災し
建物がどのように壊れたのか、改め
て読み解き、今後の強靱化に向けた
対策・基準の強化がなされることを
望むところです。

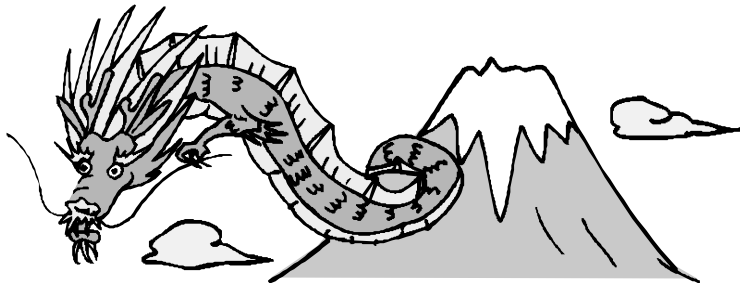
建築Gメンの会は、わが国から欠
陥建築をなくし、欠陥建築で悩む人
を救うことを目的として掲げ、講演
会や相談会を開催して、いかにして
欠陥のない安心して暮らせる家を
確保すべきかを消費者に伝え、又、
消費者の求めに応じ、家づくりの相
談に乗り、確実な施工ができるよう
検査(第三者検査)をし、すでに完
成した建物の問題点(欠陥)を調べ、
問題の本質を明らかにした上で対
処法について提言をするといった
活動が続けてきています。

よりよい住まいを求める消費者
の強い味方であり続けることを信
念として、更なる研鑽を重ね、活動
を続けてまいりたいと考えます。ま

た、私たちの活動をより多くの方に知っていただくことの重要性を意識して、当会の活動に関する情報発信も併せて積極的に実施したいと考えます。

会員の皆様の奮闘をお祈り申し上げる次第です。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



仕事に取り組む姿勢や考え方 によって品質が変わる

文責 常任理事 武田 学

3つの事例とそれぞれの事例に関するコメント及び最後にまとめコメントをします。

●施工不良の隠蔽

秋田県横手市で起きたことです。

概略

施工JV（共同企業体）の代表企業である横手建設の現場代理人と監理技術者は22年10月時点でアンカーボルトの施工不良を知ったにもかかわらず、工期などを優先し、是正や設計・監理者への報告をせずに工事を進めた。

この再開発事業は公益施設、事務所やホテルなどの複合施設、分譲集合住宅などを建設するもの。

施工不良の隠蔽があったのは、地上7階建ての複合施設「B-1棟」。延べ面積は約7500平方メートル、構造は鉄骨造、工事費は約26億円。

施工者は横手建設・半田工務店・伊藤建設工業JV。

22年6月に着工し、発覚時には工事が完成間近まで進んでいた。

鉄骨柱を1階の基礎コンクリートと固定するためのアンカーボルトを誤って65mmずれた位置に設置。

施工者はそのずれを吸収するため、1階から3階まで長さが10.5mある鉄骨柱1本を0.275度傾けた。

その上で、柱の傾きに合わせて2階の梁（はり）の端部を切断したり、柱と梁を接合するボルトの穴を新たに開けたりした。

JV職員から施工不良の報告を受けた現場代理人と監理技術者は対応を協議したものの、すぐには結論を出すことができなかった。

一方、このJV職員は工事のやり直しを提案したり、自社の役員に対応策を相談したりしたが、最終判断は現場代理人らが下すと考え、それ以上の対応を取らなかった。

現場代理人と監理技術者が協力会社3社に施工不良について伝えたとところ、協力会社から基礎を壊して再施工する提案があった。

しかし2人は、鉄骨の搬入開始を目

前に控え、工事を中断して施工不良を是正する決断を下せなかった。

現場代理人は不良を是正せずに進めることを考えたが、設計・監理の業者には伝えていない。

また、監理技術者は実際の傾きと異なる数値を自主検査記録として記入し、虚偽の報告書を作成した。

施工不良のうわさがあったため、仮引き渡し前日の現場検査で、横手市職員が横手建設の常務に噂の真偽を確かめているが当時、事実を把握していなかった常務は噂を否定した。

翌日に現場代理人は常務に施工不良を初めて報告したが、この常務は、社長に伝えることをせず、また、事実確認も行っていない。

（以上の内容は日経BP社の記事を参考）

建物は、正しいものが

○工期内に完成する

○予算内に収まる

ことが理想です。

建築現場では、多くの資材や多くの職人さんが働いています。

問題無く予定通り進むことが理想ですが予測できないトラブルなどがあつた場合は、何を最優先にすべきかを考えなければなりません。

正しいものを作るといふ観点からは、この対応はズレすぎているように思えます。

何があつても最優先は『正しく作る』ことのはずです。

修正や是正を行うことで、予算超過や工期延長を申し出て、それが上司などに否定されても『正しく作る』ことを主張し、喧嘩や言い合いになろうとも最優先にしてもらいたいものです。

今回に関して言えば、現場代理人・監理技術者・常務は明らかに NG です。

もしかすると社長を中心に会社全体が建築の考え方を間違っているのではないかと思うようなことです。

大きなミスがあつて隠ぺいしたのであれば、小さなミスは相当量あるのではないかと思つてしまします。

●外壁落下

北九州市で起きたことです。

概略

北九州市内の公共施設で 2023 年 4 月から、外壁などの落下事故が相次いで起こっています。

23 年 11 月 12 日には北九州市立自然史・歴史博物館で外壁の鉄板が落下した。

鉄板のサイズは高さ 87 cm、幅 315 cm、厚さ 6 mm で、重さは約 130 kg。

北九州市立自然史・歴史博物館は、2001 年に竣工した地上 3 階建て、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造の建物。

設計者は久米設計 (国内大手の有名な設計事務所)。

施工者は熊谷組 JV (共同企業体)。

北九州市市民文化スポーツ局自然史・歴史博物館普及課は、落下事故の原因について、「鉄板を固定していた溶接部分の経年劣化だと見ている。

落下していない鉄板も含めて全面撤去を視野に入れ、「対策を検討中だ」とのことです。

北九州市では 23 年 4 月に市立の小中学校 3 校で外壁の一部が落下

し、市営住宅などでも外壁の落下が相次いで発生しました。

こうした事態を受け、市は 4 月 25 日から市が所有する 2402 施設で外壁の一斉点検を行いました。

北九州市所有の 2402 施設のうち、経過観察や応急措置、修繕などが必要な施設が 438 施設あることが判明しました。

内訳は学校施設が 178 施設、市営住宅が 136 施設、その他施設が 124 施設。

北九州市の判断として外壁落下の主な原因が老朽化であると判断し応急措置や修繕を行う計画とのこと。

実はこの中に北九州市立自然史・歴史博物館も一斉点検した 2402 施設の 1 つとして含まれていました。しかし、コンクリート部分の外壁改修工事は修繕の必要があるとして実施したが、鉄板部分は範囲外だった。

北九州市は 24 年 4 月からは、施設の法定点検にドローンを活用した赤外線調査を導入する。

「これまで 12 年ごとに地上からの

赤外線調査を中心とした全面的な検査は行ってきたが、赤外線を当てる角度の問題で、上層階や屋上などでは十分に確認できない部分があつた。

ひさしなどが障害物となることも課題だった。ドローンの活用で精度の高い検査を実施し、安全対策に取り組みたい」とのこと。

(以上の内容は日経 BP 社の記事を参考)

この事故の内容について問題点は 2 つあります。

点検の際、設計施工の際の 2 点です。

一斉点検する際に、鉄骨部分の、特に外部に面した雨ざらしの、塗装のメンテナンスもしていないように見える外壁材をチェック項目にできなかったのか。

鉄は雨ざらしのノーメンテナンスなら錆びるぐらいの知識は常識的に持ち合わせていなかったのだろうか。

2001 年竣工ですから 20 年以上経過していますし。

また、実際のチェックは外周部を見て回るのでしょうかからその際に、

当該部位は何も考えずにスルーしたのでしょうか。

その時に「追加チェックする」程度の意識はなかったのかとても不思議です。

外壁落下事故を受けての調査です。この鉄骨部分に限らず設備のフードや照明や配管や雨樋などもスルーしたのでしょうか。

既に20年以上経過しているのですから設計者・施工者に責任があるとは言えませんが、外壁の落下は死傷事故にもつながりますから、特に公共建物なら安全性を最重要視して、設計デザインの検討・取り付け方法の検討を設計者・施工者が十分に検討し、場合によっては、デザインを変更し、取り付け方法も変更するぐらいのことはすべきものと思います。

「メンテナンスはどのようにすべきか」を市に引き渡す際に伝えるべきものだと思います。

特に公共の建物に関しては、安全性やメンテナンスコストについては重要な位置づけにすべきものと思っています。

●トンネルコンクリートの厚さ不足
和歌山県で起きたことです。

概略

紀伊半島南部の那智勝浦町に建設した県道長井古座線の八郎山トンネル。

施工は浅川組(和歌山市)と堀組(和歌山県田辺市)のJV。

工期は20年9月～22年9月。

トンネル躯体(くたい)の完成から2カ月半ほどたった22年12月に照明設置工事の施工者が覆工コンクリートを削孔したところ、トンネル全長の約7割で厚さ不足が発覚した。

設計値の30cmに対し、わずか3cmの箇所もあった。

覆工コンクリートの背面には、広範囲にわたって空洞が生じていた。

また、掘削線形や支保工の設置位置のずれ、吹き付けコンクリート厚の管理不良などが次々と明らかになった。

技術検討委員会は施工不良の原因として、「測量の管理不足により、掘削の進行方向にずれが生じたこと」、「一次吹き付けコンクリート厚

の管理不足や支保工の設置位置の確認不足」としている。

こうした状況の中で無理に覆工型枠を設置したため、覆工コンクリート厚が設計値よりも大幅に薄い箇所が生じた可能性があるとのこと。

浅川組は23年7月28日時点では、施工不良と県に対する虚偽報告をわびるコメントを自社のWebサイトに発表した。

原因については「コンプライアンスの意識不足」とだけ述べ、詳細を明らかにしなかった。

発注者側の県は覆工コンクリートの打設で68回実施するはずの段階確認を、実際には3回しか行わず、施工不良を発見できなかった。

必要な回数段階確認を怠った理由について、県は「施工者から段階確認の依頼がなく、担当職員も段階確認の認識が不十分だった」(道路建設課)との説明だった。

以上が概略です。

この事故の内容について問題点とはとても多い。

虚偽報告書の提出・工事が進む流れの中で気が付く現場員・職人は多数いたはずだが是正の流れとならなかったなど技術検討委員会は倫理観の欠如や技術不足を原因としているとも指摘している。

また、現場担当者は浅川組ではエース級と考えられていた人物であり、厚さ不足を認識しながら「問題無い」と考えていた。

掘削の第一段階の測量時点で管理不足って、基本中の基本のはずです。

その上、万が一測量に不備があつて「ずれ」が生じていたらその時点で複数の関係者が気づいているはずですから、その対処について発注者を交えて検討、又は検討した上で発注者に報告すべきです。これを行っていない。

虚偽報告書の作成に当たり、厚さなどの測定も行っているであろうしコンクリート量も数字が合わなかったはずなので、その後に気づくタイミングは相当あったはずですよ。

このことを簡単な言葉で言い換えれば、知識不足か技術不足か手抜き・虚偽・間違った判断・正しく作

る意識（法令や設計図書に基づく施工）の欠如・恐らく絶対的な上下関係による指摘できない状態など。

酷いことのオンパレードです。

会社内でのこの担当者が「エース級」とされていたのは、何なのだろうかと思つてしまいます。

少なくともこの担当者の担当した以前の現場を相当数調べるべきです。

浅川組は年間300億円程度の受注規模で社員数300名強の和歌山にある土木建築業の会社。

ホームページでは、トップメッセージに「品質を大切に、各工程をひとつずつ誠実に施工すること」とのコメントがあり、経営理念の誠実施工の項目に「技術と品質」「誠実な対応」でお客様の満足と信頼を得る、とあります。

宣伝文句に騙されるなつてことですよ

まとめ

「なぜ仕事をするか」をGPT・4に質問したところ、その回答では以下の通りです。

仕事をする理由は人それぞれですが、一般的には以下のような理由が挙げられます。

○生活費を稼ぐため

お金を稼ぐことで、生活費を賄うことができます。

○自己実現のため

自分の能力を発揮し、自己実現を図ることができます。

○社会貢献のため

仕事を通じて、社会に貢献することができま

○人間関係を築くため

仕事を通じて、新しい人間関係を築くことができます。

以上のような理由から、多くの人が仕事をすると考えられます。

自己実現のための理由なら、自分の能力自体が誤魔化しや嘘の能力であつたら、品質が良くなると思えません。

今回の事例については社会貢献からは逸脱していますし、被害を与えています。

正しくない施工は、品質に問題があるということですから、当然、資産価値の減少や消失になりますし、

設置施工場所や状況によっては、死傷事故にもつながります。

ダイハツの不正問題でも同じことが言えますが「正しい仕事をする」とを判断基準の最上位にしておかなければ、結果が酷いものになってしまう。

企業は問題があつたときに、コンプライアンス室の設立とかコンプライアンスの研修をするとか対策を発表しますが「何を今更言っているんだ」「仕事をするときの基本じゃないか」と思います。

やはり、仕事に取り組む姿勢や考え方によつて品質が変わるものと思います。



無料電話相談窓口のご案内

あなたの家は大丈夫ですか？

欠陥住宅など、住まいに関する相談・質問がある方は、当会ウェブサイトの「相談員名簿」(<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/sumai110.html>)に掲載されているお近くの相談員まで、直接アクセスして下さい。

誰に相談すれば良いかわからないなど、不明な点がございましたら、事務局にお問合せいただければ、適当な相談員をご案内します。

TEL : 03-6805-3741 / FAX : 03-6805-3719

E-mail : jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp

事務局からのお知らせ

2023 年度第 3 回研修会のご案内

▽日時 2024 年 2 月 3 日 (土)

13 時 30 分 ~ 16 時 40 分

▽場所 品川区立総合区民会館

(きゅりあん) 5 階第 1 講習室

▽交通 JR 京浜東北線・東急大井町

線・りんかい線「大井町駅」

徒歩約 2 分

▽講演内容

「建築訴訟における

補修工事見積書作成」

講師 中山良夫 (当会事務局長、

建築Gメン)

多くの欠陥住宅の損害賠償請求訴訟では、損害額の基となる補修工事費用を算定する必要がある、建築Gメンは補修工事見積書作成を依頼されることもあります。当研修会では積算基準、建築訴訟における補修工事見積書を作成する際の注意点について、具体的な木造住宅補修工事見積書を示して講義します。

▽参加費 会員 4 千円

▽主催・問合せ 建築Gメンの会

TEL (03・6805・3741)

2023 年度建築Gメン認証試験

▽日時 2024 年 2 月 17 日 (土)

筆記試験 10 時 ~ 12 時

▽会場 自宅にて受験

▽申込締切 2024 年 1 月 30 日

▽受験資格 指定研修会に出席した

会員



編集後記

観光地や地方でのタクシー不足の解消の為にライドシェアが議論されています。

まだ、決定されたわけではないようですが、海外ではそこそこ普及している国もあるようなので、決まっていくなかとは思いますが。

予約はスマホ、決済はカード限定にすれば、顧客情報とドライバー情報と運賃は透明化すると思います。

しかし心配な点があります。

ドライバー側の心配は、ニュースなど見ていると、酔っぱらい客の暴

行(シートを蹴飛ばしたりもしている)や強盗(売上金は無くても財布は持っているはず)や殺人事件が起こりやすいのではないかと心配です。現在のタクシーはアクリル板があるので結構防ぐ効果はあるはずですが。

逆に乗客側の心配は、運転技術が無い、道を知らないで遠まわりになる、意図的に遠まわりされる、車両の定期点検も行わず整備状態が悪いなどです。

時には接客態度でトラブルになるかもしれません。

近隣の流山市や野田市などでも、深夜帯にタクシーが居ない状況もあるので、乗車できる機会が増えることには賛成なのですが。

(M・T)



一緒に活動しませんか！

●会員の種類

正 会 員	-----	24,000 円
消費者正会員	-----	12,000 円
一 般 会 員	-----	6,000 円
団体一般会員	-----	48,000 円

●年会費

※ご入会の際は入会申込書が必要です。
事務局までご連絡ください。



会員の種類：

正会員、消費者正会員、一般会員、団体一般会員の 4 種があります。「義務と権利」、「会費」が異なります。

▽正会員

「正会員」は、会の中核を担う存在で、総会の議決権を持ち、会の目的達成のために必要な活動をし、会の運営に携わるものとします。相談等の業務への対応は消費者正会員を除く「正会員」である必要があります。

▽一般会員

「一般会員」は「正会員」に比べ賛助会員としての性格を帯びています。もちろん積極的な参加もできますが、イベント参加や情報提供だけで良いという方向けのものです。会社など団体に登録される場合は「団体一般会員」となりますが、会社の責任者が別途正会員になる必要があります。また、団体一般会員であることを宣伝したり、名刺等に表記できません。